

令和 2 年 4 月 1 4 日

報 告

経済福祉常任委員会資料

○報告事項

- 1 福島町国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 1
- 2 福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・ 4

福 祉 課

報告事項 1

福島町国民健康保険条例の一部改正について

1 提案の理由について

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。

国民健康保険制度においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっていることから、傷病手当金の支給を行うに当たって、福島町国民健康保険条例（昭和35年福島町条例第11号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給することにします。

(1) 支給対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けられることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数
ただし、1日当たりの支給額の上限（令和2年3月現在、30,887円）があります。

【計算例】

※月額給与250,000円の方が6月に感染し、7月1日から7月31日まで休んだ場合

①直近3か月の就労日数 4月(21日)、5月(18日)、6月(22日) 計61日

②労務に服することができない期間 31日-(10日+3日)=18日(支給日数)

③1日当たりの支給額 750,000円(250,000 $\times 3$) \div 61日 $\times 2/3=8,197$ 円

④傷病手当金支給額 8,197円 $\times 18$ 日=147,546円

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6か月まで）

3. 施行期日について

(1) 公布の日から施行します。

(2) この条例による改正後の福島町国民健康保険条例附則第2項から附則第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規定で定める日までの間に属する場合に適用します。

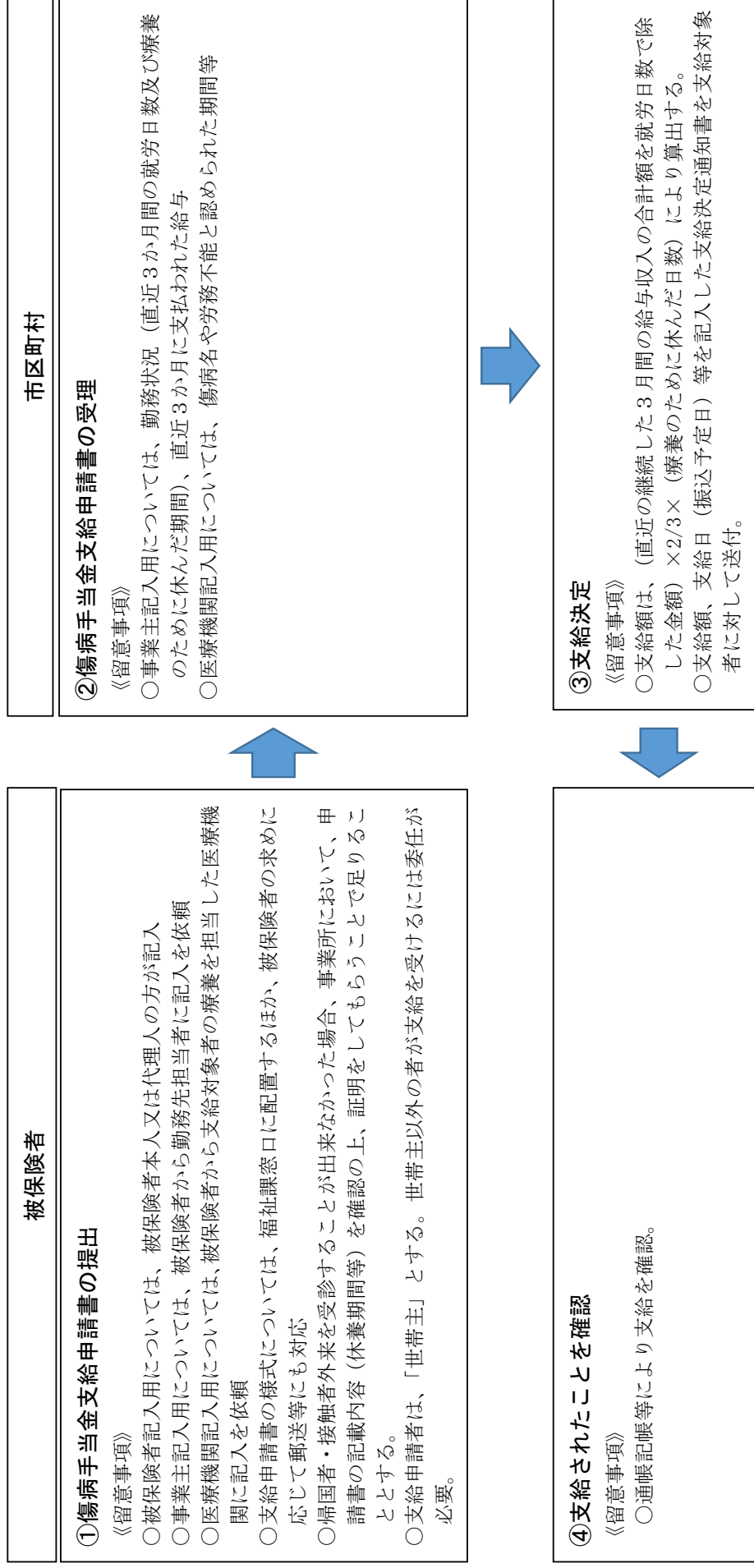
(新型コロナウイルス感染症関係) 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金支給に係る事務フロー図

〈新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安〉

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

上記のいずれかか該当することが前提条件である。



報告事項 2

福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 提案の理由について

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。

要請を受け北海道後期高齢者医療広域連合では傷病手当金が支給できるよう条例の改正を進めておりますが、後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するためには、各市町村で申請書を受け付けられるよう各市町村の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、福島町後期高齢者医療に関する条例（平成20年福島町条例第1号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

後期高齢者医療広域連合が行う、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、福島町後期高齢者医療に関する条例第2条「福島町において行う事務」に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものです。

3 施行期日について

公布の日から施行します。